

令和5年(行ウ)第299号、令和5年(ワ)第17364号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子 ほか5名

被告 国

証拠説明書(1)

令和5年12月8日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

被告指定代理人 荒木 真希子

友延 裕美

宮崎 繁人

武田 湧也

棚橋 邦晃

小堀 陽平

略語等は、答弁書及び準備書面の例による。

号証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙1	憲法 I 基本権〔第2版〕 (渡辺康行ほか)	写し R5. 3. 30	被選挙権について、憲法上明文の根拠規定がないこと
乙2	新基本法コンメンタール憲法 (株式会社日本評論社)	写し H27. 12. 30	被選挙権の法的性質等
乙3	憲法 I 〔第3版〕 (清宮四郎)	写し S58. 12. 25	同上
乙4の1	改正地方制度資料 第1巻 (日本図書センター)	写し H23. 9. 25	普通地方公共団体の議会の議員及び都道府県知事の年齢制限に係る説明内容等
乙4の2	改正地方制度資料 第2巻 (日本図書センター)	写し H23. 9. 25	同上

乙5	新基本法コメント ール地方自治法 (株式会社日本評論社)	写し	H23. 11. 15	普通地方公共団体の議会の議員及び都道府県知事につき本件各規定のように年齢要件を定めた理由等
乙6	第192回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議事録第3号 (参議院)	写し	H28. 11. 25	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における高市国務大臣の答弁内容
乙7	第198回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議事録第2号 (衆議院)	写し	H31. 4. 2	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における石田国務大臣の答弁内容
乙8	戦後自治史Ⅱ (自治大学校編)	写し	S36. 3. 27	知事の被選挙権の年齢を満30年以上とした理由等

乙9	逐条研究 地方自治法 (地方自治総合研究所)	写し	S60.8.31	普通地方公共団体の議会の議員及び長の被選挙権について、具体的な規定については公選法の定めになおされていること
乙10の1	東京地方裁判所令和2年7月9日判決 (東京地方裁判所民事第44部裁判所書記官)	写し	R2.7.9	左記判決において市町村議会の議員の被選挙権年齢を25歳以上と定める公選法10条1項5号の規定が、憲法15条1項及び92条に違反することが明白であるとはいえないと判示されていること
乙10の2	東京高等裁判所令和3年4月14日判決 (東京高等裁判所第22民事部裁判所書記官)	写し	R3.4.14	乙10の1の控訴審において控訴棄却されていること
乙11の1	神戸地方裁判所令和4年11月18日判決 (神戸地方裁判所第6民事部裁判所書記官)	写し	R4.11.18	左記判決において公選法10条の規定が、憲法14条1項及び15条1項等に違反するとはいえない旨判示されていること

乙11の2	大阪高等裁判所令和5年5月25日判決 (大阪高等裁判所第14民事部裁判所書記官)	写し	R5.5.25	乙11の1の控訴審において控訴棄却されていること
-------	---	----	---------	--------------------------